

第2回タスクフォースでいただいた主なご意見及び対応(案)

委員の主な意見

ご意見への対応

「個人識別符号」や「要配慮個人情報」への位置づけに関する意見

「遺伝情報」、「ゲノム情報」など用語の整理が必要ではないか。

とりまとめ案別紙1で検討

一般法である個情法の性格上、個人識別性の観点から画一的に規定されるものであり、「個人識別符号」に社会通念上、位置づけられるのではないか。

今後、「要配慮個人情報」に係る事項が政令で示されるに当たって、法律上明示された「病歴」等の解釈との整合を図りつつ、「ゲノム情報」が配慮を要すべき情報として位置づけられるべきではないか。

とりまとめ案に記載

個々の「ゲノムデータ」が持つ個人識別性については、その内容により多様である上に、科学技術の進展等により変化しうると考えられることから、「個人識別符号」に該当する「ゲノムデータ」の具体的な範囲については、個人情報保護委員会が、海外の動向や科学的観点から、政令で定められた事項についての解釈を示していくことが求められる。

とりまとめ案に記載

改正個人情報保護法での新たな位置づけを踏まえ、検討すべき事項に関する意見

①適切な医療の実施、②情報提供者(ドナー)のプライバシー保護、③研究の推進及び④遺伝子創薬等による産業振興を同時に実現するため、研究分野(創薬研究等、民間企業で行われる研究であって公益性の高いものを含む。以下、同様。)と医療分野とにおける具体的な課題を整理した上で検討が必要である。

・改正個情法等の解釈などにおいて検討
・具体例を集め個別に検討

個人情報保護法関連法令・条例が取扱主体毎に異なることにより実務に支障が生じる。

研究)
・3省指針等の見直しの場において検討
(とりまとめ案別紙3)

医療)
「ゲノム情報」のもつ特有の問題としてではなく、医療情報全般の問題として、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の見直しの場等において検討(とりまとめ案別紙4)

「ゲノムデータ」は、兄弟や親や子と一定程度の相同性を有するという観点から個人情報保護法による扱いのみならず「ゲノムデータ」の特殊性に即した扱いを検討すべき。

左記の取扱いが適するか否かも含めて、本TFにおける今後のゲノム医療等のあり方を検討